

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
1	3. 定義 (2) 流域治水	2	長浜市	「…必要な対策の検討等を行うこと」とあるが、実効性を高めるためにも「…必要な対策を行う」とすべきである。 (理由)「そなえる」対策に対して積極姿勢が見られないのは、流域治水として県が考えるスキームと相違がある。	「地域における浸水被害の回避または軽減に関する必要な対策の検討」は、条例骨子案「10. 浸水に備えるための対策」の「(8) 水害に強い地域づくり協議会」の規定を想定しており、「対策の検討」で問題ないと考えています。なお、「避難に必要な情報の伝達体制の整備」は「(1) 避難に必要な情報の伝達体制の整備等」を想定しており、「等」は、これら以外の「そなえる」対策に関する規定を想定しています。
2	4. 基本理念	3	長浜市	条例制定に先立ち、湖北圏域の河川整備計画を早急に策定すること。 (理由)基本理念に「基幹的な対策である河川の整備を計画的かつ効果的に実施する」とあり、河川整備計画の早急な策定が必要不可欠である。	早急に策定できるよう努めます。
3	4. 基本理念	3	彦根市	一級河川の整備、維持管理、堤防強化等についても今まで以上に推進することとし、その内容を各市町、県民に具体的に示されたい。	県が管理する一級河川における河川整備箇所は、「中長期整備実施河川の検討」に基づき設定しています。平成24年9月に公表した「地先の安全度マップ」の浸水リスクと「中長期整備実施河川の検討」において概ね今後20年間に整備・検討する区間を対比しました。対比の結果、現在、河川整備計画に位置づけている河川改修事業の緊急性を再確認しました。 河川整備については、引き続き予算確保に努め、河川整備計画に基づき着実に実施します。
4	5. 関係者の責務 (1) 県の責務	4	長浜市	河川管理者に、浸水被害を回避し、軽減するため河川整備を積極的に推進する責務があり、その旨を明記すべきである。 (理由)「流域治水に関する施策を総合的に策定し、および実施する」とあるが、表現として不十分である。	同様の規定は河川法に規定されており、また、河川整備を含めた重層的な対策が必要と考えていることから骨子案で問題ないものと考えます。
5	5. 関係者の責務 (1) 県の責務	4	東近江市	市町の責務はどうか、明確にする必要があるのではないか。 (理由)市町の責務が明記されていない。	県と市町は対等の関係にあるという地方分権の趣旨に鑑み、「市町の責務」は規定していません。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
6	5. 関係者の責務 (1) 県の責務	4	長浜市	「ながす」「ためる」とどめる」「そなえる」の施策を総合的に進めるというのであり、そのすべての施策についてロードマップを詳細に示されたい。	「ながす」対策は、概ね20年間で実施する具体的な内容を河川整備計画に定めます。湖北圏域の計画内容は現在検討中です。「ためる」対策と「そなえる」対策は特に計画期間は定めていません。「とどめる」対策について、当面の宅地嵩上げが困難な地域については速やかに避難場所が整備できるよう支援させていただきたいと考えています。
7	5. 関係者の責務 (2) 県民の責務	5	甲賀市	「自主的かつ積極的」を「積極的」に変更(理由)意味が重複するのではないのか。自主的というもの有り得るのか。	災害は同時多発的に起こりうるものであり、自助・共助・公助が一体となって取り組む必要があります。この規定は、浸水から生命や財産を自ら守るため、県民が自主的かつ積極的に取り組む責務について定めるものです。
8	5. 関係者の責務 (2) 県民の責務 (3) 事業者の責務	5	長浜市	市・町について記述される部分があるのに、責務の記述がないことについては、整合が図られているのか？特に基本理念にも市・町を含んだ関係者の相互の連携および協働の下に・・・とある。また、記述するとすれば、市町との十分な協議が必要となる。	県と市町は対等の関係にあるという地方分権の趣旨に鑑み、「市町の責務」は規定していません。
9	6. 想定浸水深の設定 (1) 基礎調査	7	長浜市	地先の危険箇所を把握した情報は、市町からの依頼がなくとも情報共有として知らせる(共有する)べきではないか？	先述のとおり、基礎調査で収集する情報は多岐にわたりますので、市町で必要と判断されるデータを抽出してお渡しすることとしています。
10	6. 想定浸水深の設定 (1) 基礎調査	7	長浜市	調査は、県が主体となって行うべきものだが、市・町との共同は必要ないのか？	ご指摘のとおり、市町で整備された雨水渠の諸元等、浸水深に関連するデータについては、調査方法の整理ができ次第、ご提供いただくようお願いする予定です。
11	6. 想定浸水深の設定 (2) 想定浸水深の設定	8	長浜市	想定浸水深を設定しようとする時は、市町の長と協議し、同意を得ること。 (理由)想定浸水深の確認作業は重要な作業であり、県の作業後の確認では期限内での確認が十分できない。作業中での情報共有や協議を通じて相互理解をしておく必要がある。	地先の安全度マップの公表にあたっては、県で図面を作成し、各市町への意見照会を経て公表を進めてまいりました。条例に基づく想定浸水深の設定にあたってもこのような手続きと同様に、県で図面を作成後、市町長への意見照会を行い、それを踏まえて公表することを想定しています。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
12	6. 想定浸水深の設定 (2) 想定浸水深の設定	8	近江八幡市	<p>条例施行の前提となる想定浸水深図(安全度マップ)の信ぴょう性の確認が不十分 (理由)①大中之湖干拓地をはじめとする干拓地の想定浸水深のエリアに差があります。本来、輪中で囲まれた琵琶湖の水位より低い干拓地は同じであるはずなのに、本市の大中之湖干拓地と小中之湖干拓地、水茎内湖干拓地が同じ結果でない。本当にこのマップが正しいかどうか疑問である。 ②H24年10月に安全度マップに対する意見の申し入れを行っており、12月にその回答がなされたが、それ以降、申し入れを行っていない事から、安全度マップに対して了承したものとみなされているのではないかと懸念。マップと条例が繋がる、この時期にこそ明解な考え方を示して頂きたい。このタイミングを待って再度課題整理を行う予定である。</p>	<p>地先の安全度マップについては、平成21年9月以降4回の意見照会を行い、貴市からいただいた「小舟木エコ村」の造成後の地盤高を反映する等、調整を進めてまいりました。 また、今回ご指摘いただきました3つの干拓地の浸水状況の違いについてですが、水茎内湖干拓地については日野川、小中之湖干拓地については安土川や須田川等、河川から氾濫の影響がおよぶため、浸水深が大きくなる傾向であるのに対し、大中之湖干拓地は河川からの氾濫の影響がおよばないため、他の干拓地に比べ、浸水深が小さい傾向にあると考えられます。 なお、小中之湖干拓地および水茎内湖干拓地では、それぞれ昭和28年台風13号、昭和34年伊勢湾台風に伴う洪水時に大規模な浸水被害を経験されています。</p>
13	6. 想定浸水深の設定 (2) 想定浸水深の設定	8	草津市	<p>PDFで配布された地先の安全度マップについては、データが大きいためPCで扱いにくく、また画像が荒いため敷地単位まで拡大しての使用に耐えられません。また当市ではセキュリティ上の制限から滋賀県防災マップの閲覧はできません。このため、実用可能なマップデータの配布とGISデータでの配布をお願いします。</p>	<p>情報共有の促進のため、「おうみ自治体ネット」の利用をお願いしているところです。すでに、おうみ自治体ネットの利用可能となった市町様には、GISデータの配布をおこなっています。</p>
14	6. 想定浸水深の設定 (2) 想定浸水深の設定	8	栗東市	<p>最新の図面を紙ベースで配付していただきたい。(縮尺1/2500以上) (理由)本市の既存住宅は、浸水危険区域に入らないと聞いているが、詳細図面と現状を照らし合わせて確認するため。</p>	<p>浸水危険区域の候補と考えられる区域のうち、建物が存在する区域については、別途図面を作成し、各市町へ情報提供させていただいています。また、建物が存在しない範囲も含めた区域の一覧についても合わせて情報提供させていただいています。</p>
15	6. 想定浸水深の設定 (2) 想定浸水深の設定	8	甲賀市	<p>地先の安全度マップについて、現時点で修正すべき点が判明している箇所は、修正いただきたい。 (理由)本来着色なしであるべき箇所が、着色されている場合があり、県民の方に不安をおおったり、負担をかける恐れがあるため。</p>	<p>条例に基づく想定浸水深の公表の際に、修正すべき点が判明している場合は修正します。なお、想定浸水深の公表にあたっては再度意見照会をさせていただく予定ですが、現時点で修正すべき点が明らかな場合は事前に情報提供いただければ幸いです。</p>

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
16	6. 想定浸水深の設定 (2) 想定浸水深の設定	8	甲賀市	地先の安全度マップで調査対象外の地域について、速やかに何らかの方法でマップを作成すること。 (理由) 県民の方への情報格差の解消。	調査対象外の地域については調査対象の地域と同様の地盤高データが得られていません。また、地盤高データが入手できた場合でも平地部同様の精度で水害リスクを評価することが困難であることから、調査対象外としています。したがって、現時点でマップを作成することは困難ですが、技術レベルが向上し、対象外の地域における水害リスク評価が可能となった際には対象地域に含めたいと考えています。
17	6. 想定浸水深の設定 (2) 想定浸水深の設定	8	彦根市	毎年基礎調査を行い、毎年想定浸水深を設定するべきである。	河川改修事業や開発に伴う造成等、浸水深に影響を与える事項を反映するため、一定の期間ごとに想定浸水深を設定することとしています。なお、見直しを行う期間については、都市計画法に基づく都市計画区域の基礎調査の時期等を参考におおむね5年ごととしています。
18	6. 想定浸水深の設定 (2) 想定浸水深の設定	8	彦根市	地先の安全度マップの公表に同意していない市町があるまま、先行して条例を施行(想定浸水深の公表)しないようにいただきたい。	条例骨子案では、知事は想定浸水深を設定したときは速やかに公表することとしており、想定浸深いわゆる地先の安全度は、流域治水の基礎情報となるため、条例の施行後速やかに公表することを想定しています。なお、マップ公表に同意の得られていない市町に対しては、引き続き、ご理解が得られるよう説明してまいります。
19	6. 想定浸水深の設定	8	湖南市	区域区分に関する都市計画の決定または変更の際に地先の安全度マップを用いて「10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5m以上である土地」について「原則として市街化に含めない」とされていますが、おおむね5年ごとの見直しでは、リアルタイムな情報での判断とはならないのではないかと。	条例に基づく想定浸水深の公表の際に、修正すべき点が判明している場合は修正します。なお、想定浸水深の公表にあたっては再度意見照会をさせていただく予定ですが、現時点で修正すべき点が明らかな場合は事前に情報提供いただければ幸いです。
20	7. 河川における氾濫防止対策	9	長浜市	「河川の整備状況の均衡に配慮しつつ」とあるが、その意味があいまいであり、「治水安全度および河川整備等の緊急度に配慮しつつ」とすべきである。 (理由) 大きな被害の発生が想定される浸水危険区域の解消を最優先して整備すべきである。	「河川の整備状況の均衡に配慮しつつ」とは、県内の同種・同規模の河川において、バランスのとれた治水安全度を確保するとの考えのもと河川整備を進めることを指しており、ご指摘の「治水安全度および河川整備等の緊急度に配慮すること」を包含しており、提案文のとおりで問題ないと考えます。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
21	7. 河川における氾濫防止対策	9	長浜市	実行性のある姉川・田川・高時川の河川整備の内容やスケジュール、予算の確保等を具体的に示し、治水安全度がどの程度高まるのかを明らかにするとともに、整備が確実に実行されることの公的担保についても説明すること。 (理由)県の責務として、「流域治水に関する施策を総合的に策定し、および実施する」とあり、特に氾濫原において、そこに居住する住民に対し河川整備の内容や時期と、確実に実行されることも説明する必要がある。	湖北圏域河川整備計画は、現在策定作業中ですが、姉川、田川および高時川は、計画的に整備する河川として位置づけます。
22	7. 河川における氾濫防止対策	9	長浜市	河川の流下能力を阻害する河川内の樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕の内容やスケジュール、予算の確保等を具体的に示すこと。特に姉川や高時川において直ちに実施すること。 (理由)「河川の流水を流下させる能力を維持するため、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂のしゅんせつ、護岸の修繕等を行う」とあり、早急な実施を求める。	一級河川の維持管理は、緊急性の高いところから河川内の樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等を着実に実施しています。引き続き、着実に実施できるよう、進めてまいります。
23	7. 河川における氾濫防止対策	9	甲賀市	「河川における氾濫防止対策」7.に表記されているが、基本5.「(1)関係者の責務」で詠うべき。 (理由)氾濫防止対策は国→県の責務と考えるため。	「7. 河川における氾濫防止対策」は、「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」の4つの対策のうち、の「ながす」対策について、章を設けて規定するものです。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
24	7. 河川における氾濫防止対策	9	甲賀市	<p>「河川における氾濫防止対策」に「流域治水において、「河川における氾濫防止対策」は優先的に取り組むべき事項とする。」を追加する。(そのための、予算確保が最重要です。)</p> <p>(理由)過去、河川改修や護岸等の施設整備が進められたことにより、治水上の安全性が向上するとともに、地域と河川管理者との信頼関係が構築されてきました。</p> <p>しかし、近年では、集中豪雨や河川構造物の老朽化により、洪水や河岸の崩落等の被害が生じ、河川の維持管理が十分にできていない状況が続いています。</p> <p>「ためる」・「とどめる」・「そなえる」といった対策では、現実には生じている被害を防止するには十分ではありません。</p> <p>条例骨子案の目的・基本理念の達成のため、最も優先的に取り組むべき対策は「ながす」対策です。</p> <p>また、市内各地域では、河川愛護活動や水防活動等に熱心に取り組んでいますが、補修や浚渫に長期間対応されない状況が続いています。</p> <p>流域治水において、河川の整備と維持管理に最も力を入れることは、洪水被害の防止の他、河川管理者と地域との信頼関係を維持するためにも極めて重要です。</p>	<p>基本理念において、河川整備は流域治水の基幹的な対策であることを明記しており、県としても、予算確保に努めていきたいと考えています。</p>
25	7. 河川における氾濫防止対策	9	栗東市	<p>市民の立場に立ち、現在、遅れている河川整備の実施計画等を明確にした上で、条例制定に向けた手続きをおこなっていただきたい。</p> <p>(理由)市民に対し、県として河川整備を年次的に実施するが、追いつかない期間の対応として、条例制定を目指していることの説明が必要。</p>	<p>「川の中の対策」は流域治水の基幹的な対策であり、河川整備計画に基づき計画的かつ効率的に実施することとしています。しかし、完了させるには長期間と多大な予算を必要とします。「川の中の対策」の継続中および完了後において、計画を上回るどのような洪水でも人命が失われないようにするためには、流域で建築規制など「川の外の対策」を並行して取り組む必要があります。</p>
26	7. 河川における氾濫防止対策	9	東近江市	<p>条例で規制をかけるだけでなく、河川の整備をもっと進めて安全性を高めて頂きたい。</p> <p>(理由)規制だけでなく、ハード整備も進めて頂きたい。</p>	<p>「川の中の対策」は流域治水の基幹的な対策であり、河川整備計画に基づき計画的かつ効率的に実施することとしています。しかし、完了させるには長期間と多大な予算を必要とします。「川の中の対策」の継続中および完了後において、計画を上回るどのような洪水でも人命が失われないようにするためには、流域で建築規制など「川の外の対策」を並行して取り組む必要があります。</p>

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
27	7. 河川における氾濫防止対策	9	長浜市	丹生ダムの整備に係る降雨確率と、河川整備に係る降雨確率には違いが生じており、わかりにくくなっている。しかし、河川整備の降雨確率は低く、このため整備水準も低くなるが、丹生ダム建設が効果的な対策であると考えないのか？	姉川高時川の河川改修事業は、戦後最大洪水を安全に流下させることを目的として進めています。 一方、丹生ダムは、現在、ダム検証中ですが、河川改修規模と同様の「戦後最大洪水」を検証対象洪水と設定されております。 よって、丹生ダムの整備に係る降雨確率および河川整備に係る降雨確率は、ともに「戦後最大洪水」であり、整合しております。
28	7. 河川における氾濫防止対策	9	長浜市	基本方針では、平成21年度予算ベース(40億/年)で100年もの整備期間が必要としているが、本域での危険箇所ごとの工法、事業費等の資料を開示されたい。また、記述にある「当面」とはどの程度の期間か？	基本方針でお示した整備期間は、河川ごとの工法検討と事業費の積み上げにより算出したものではなく、実績を考慮した単位延長あたりの事業費と、滋賀県が管理する一級河川で治安全度1/10を確保する必要がある全体延長により事業費を算出し、当時の年間予算額から推定したものです。
29	8. 集水地域における雨水貯留浸透対策 (1) 森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保	10	長浜市	県有林・県の公社林について、県はどのように対応するのか。また国有林に対し、どのような対応を求めるのか。 (理由) 県民に努力義務を課す以上、県は実行義務を果たす必要があり、そのような表現を規定すべきである。	県有林については、琵琶湖森林づくり条例に基づき県が、多面的機能の発揮に向けた適正な森林整備に取り組んでいます。また、国有林については森林法に基づき国が、多面的機能の発揮に向けた取り組みをされており、国、県それぞれの役割のもと森林づくりを進めています。県の取り組みについては、琵琶湖森林づくり条例に基づく「県民、事業者等の連携」として条例で位置づけられており、さらに今回の条例に位置づけることにより、林業分野とさらに連携を強め流域治水の総合的な取り組みとして推進します。
30	8. 集水地域における雨水貯留浸透対策 (1) 森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保	10	長浜市	森林や農地の持つ機能の維持について、所有者に努力を求めているが、県が主体となってもっと積極的な姿勢を示すこと。 (理由) 山間地の集落では限界集落ともいわれるように、集落に生活根拠を置かない人が増えてきている状況下では、森林や農地を維持する人がいない状況でもあり、単に土地の所有者にその責任を押し付けるだけでなく、県は現実を直視し姿勢を示すべきである。	農地や森林が有する雨水貯留浸透機能は、治水上大きな役割を果たしていることから、その所有者等が農地等の適正な保全に努めていただくことを規定したものです。なお、本県では、近年の農業等を取り巻く厳しい環境を踏まえた農業振興施策を展開しており、こうした施策を活用しながら、引き続き、適正な農地等の保全・管理を図っていただきたいと思います。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
31	8. 集水地域における雨水貯留浸透対策 (1) 森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保	10	長浜市	本条例の規定と、各種の林業施策とはどのように整合を図るのか？努力目標は、条例の目的達成のためどの程度の達成見込みを想定しているのか？森林施策の制度とは、具体的に何か？	条例で位置づけている雨水貯留浸透機能については、林業生産を通じて発揮される多面的機能の一つであることから、その基礎となる林業生産活動については、林業分野の施策として進めていきます。なお、森林施策の制度とは、琵琶湖森林づくり条例に基づき森林整備を推進する施策です。
32	8. 集水地域における雨水貯留浸透対策 (1) 森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保	10	長浜市	本条例の規定と、各種の農業施策とはどのように整合を図るのか？努力目標は、条例の目的達成のためどの程度の達成見込みを想定しているのか？農業施策の制度とは、具体的に何か？	条例で位置づけている雨水貯留浸透機能については、農業生産を通じて発揮される多面的機能の一つであることから、その基礎となる農業生産活動については、農業分野の施策として進めていきます。なお、農業施策の制度とは、例えば、県内農地のほとんどで取り組まれている農地・水保全管理支払い交付金等の農地保全や農業振興に資する施策です。
33	8. 雨水貯留浸透対策 (2) 公園等の雨水貯留浸透機能の確保	11	長浜市	公立の小・中学校も対象となるのか？公立学校も努力規定としてとらえてよいのか？	条例の規定は努力規定です。 なお、県立学校では、率先して取り組むこととしております。 公立の小・中学校においても、地域の状況に応じ、積極的な取り組みをお願いします。
34	8. 集水地域における雨水貯留浸透対策 (2) 公園等の雨水貯留浸透機能の確保	11	彦根市	1000㎡以上の公園等には雨水貯留浸透機能を備えることが努力義務とされているが、既存の施設の改修となると、市の財政的負担が大きい。財政支援を考慮願いたい。(理由)既存施設の改修となると、市単独事業となり実施は非常に困難である。流域治水を進めるためにも財政支援は考慮すべきである。	対象施設における雨水貯留浸透機能の確保については努力規定であり、校庭貯留や公園内の地価浸透を想定しています。現在のところ、事業者による設置、維持を想定しており、具体の財政支援は考えていません。
35	8. 集水地域における雨水貯留浸透対策 (2) 公園等の雨水貯留浸透機能の確保	11	彦根市	開発業者に対し、雨水貯留浸透機能を備えることを努力義務とする場合、開発技術基準および雨水排水基準を改定することになると考えるが、県市密に調整のもと改定するよう配慮願いたい。 ※従来の開発基準を超える超過洪水に対する雨水貯留浸透機能という意味でいいのか？ ※一般の建物所有者、管理者に対しては？ (理由)県市統一的な考えでの技術基準および雨水排水基準とするべきである。 ※県と彦根市の基準は合わないので注意。統一的よりも技術基準および雨水排水基準の改定等については県市町十分協議した上で運用を決定とした方が良いのでは。	今後、庁内関係機関によるワーキンググループを設置し、雨水貯留浸透対策のガイドラインを作成する予定です。その運用については、市町と十分に協議したいと考えています。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
36	8. 雨水貯留浸透対策 (2)公園等の雨水貯留浸透機能の確保	11	長浜市	各市町が事務を行っている開発地における調整池を想定しているのか？	既存開発許可制度に基づき設置される調整池の雨水貯留浸透機能は、今回条例の対象とはしておりません。
37	8. 雨水貯留浸透対策 (2)公園等の雨水貯留浸透機能の確保	11	湖南市	整備にあたっての具体的な基準等は何で定めるのか。 (理由)努力義務ではなく、施設管理者に整備を義務づけるのであれば、明確な整備に関する基準が必要である。	今後、庁内関係機関によるワーキンググループを設置し、雨水貯留浸透対策のガイドラインを作成する予定です。
38	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (2) 浸水危険区域の指定等	13	長浜市	指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする区域の住民および関係市町の長の意見を聴いたうえで、その同意に基づいて行うこと。 (理由)市長が、地域住民の意見を聴き、それを判断して市としての意見を述べる方法が一般的であり、住民、利害関係人からの意見提出、および意見書に対する関係市町の長の意見を聴くだけでは、地域としての実質的な意見の反映は期待できない。	浸水危険区域の指定にあたっては、地元住民に説明のうえ予定区域の確認をしていただき、縦覧、市町長の意見聴取を経て告示することとしており、地域として意見を提出していただく機会を設けております。地域住民の方には、指定にご理解いただけるよう事前に説明を重ねたいと考えています。
39	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (2) 浸水危険区域の指定等	13	長浜市	想定浸水深の計算条件にある降雨を200年に1度の降雨としているが、県が進めている河川整備の水準と大きく乖離しており、降雨の確率を河川整備水準程度に改めること。 (理由)むやみに浸水危険区域を広げている降雨確率を、県民の理解を得るため、目標とすべき数値(河川整備計画程度)に改めるべきである。	中央防災会議が東日本大震災の教訓として示した二つのレベルの災害規模、すなわち、「人命保護を最優先とし、住民等の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な対策の対象とする最大クラスの災害規模」と「人命保護に加え財産保護等を目的に施設整備の対象とする比較的発生頻度の高い災害規模」と同様の考え方により降雨確率を設定していることから、骨子案で問題ないものと考えます。
40	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (2) 浸水危険区域の指定等	13	近江八幡市	指定することの影響の一つとして、地価下落の可能が大きいと考えられる為、固定資産の評価や個人資産の減価になることも十分検討をされたい。 (理由)このことについては、平成24年8月3日滋流政第159号でマップ(リスク情報)の公表に伴う地価下落の可能性は低く、固定資産評価の考え方等は市町の判断によるとの回答を得ていますが、危険区域の指定による場合は、地価下落の可能性が大きいと考えられるので十分な検討が必要ではないか。	災害について、科学的に予見可能性が高まった場合、回避可能性を高める施策を検討するのは行政の役割であると考えております。人命に影響する災害リスクについては、副次的影響である地価等の問題とはいったん切り離して考える必要があると考えております。 なお、地価はさまざまな要素により変動するため、浸水危険区域の指定により下落するとは一概には言えないと考えております。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
41	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (2) 浸水危険区域の指定等	13	近江八幡市	<p>建築基準法第39条の区域指定による建築制限をかけないで、他の手法で対応すべき。</p> <p>(理由)①建築基準法第39条の災害危険区域に課せられる建築禁止または制限に違反すれば罰則規定(刑罰をもって処罰の対象となる)がある事から具体性に欠けると思われる基準をもとに違反処理することは難しく、実効性に欠ける。また、既に居住している住民からすれば過度の制限と言わざるを得ない。</p> <p>②建築基準法第39条による区域指定は、所有権等の行使を制約するとともに、違反による刑罰の対象となり得ることから、その区域は明確でないといけませんが、そこまでの精度があるとは言えない。</p> <p>③滋賀県流域治水の推進に関する条例と言いながら、建築基準法第39条による制限となれば、どうしても建築指導部局をもつ特定行政庁が矢面に立つことになり、不服申し立てや賠償請求の対応を強いられる。</p> <p>以上のことから、建築基準法第39条による建築制限は特に住民に過度の負担を強いることから好ましくなく、洪水対策同様、浸水による排水処理や避難施設の整備等に対応すべきと考える。</p>	<p>【地先の安全度マップについて】 建築制限に関しては、地先の安全度を基礎情報として具体的運用を図ろうとするものです。地先の安全度については、県全域で統一した基準、モデルより潜在的な水害リスクを整理したものであり、各地域の相対的なリスク評価が可能となり、区域指定の客観性が担保されると考えます。地先の安全度の信頼度については、土木学会においても、今後の総合的な治水対策を検討する上での有効な技術として、また住民の防災意識向上などにも役立つ技術として、平成24年度の「技術賞部門賞」を受賞し、学術的にも評価されております。なお、計算の精度に起因する課題については、今後現地調査等を通じて精査していき、精度を高めていきたいと考えております。</p> <p>【規制と罰則について】 当条例は、安心して暮らすことが出来る安全な地域の実現に資することを目的としています。建築規制においても要件を満たせば建築は可能であり、人命被害の危険性に鑑みると、過度の負担とはいえないのではないかと考えます。</p> <p>なお、罰則規定については、現在、検察庁と協議しているところです。</p> <p>【建築規制以外の対策について】 本条例は、内水排水施設の計画を超える異常な降雨であっても人命を守ることを目的としています。短時間に集中的に降雨のあった近年の豪雨災害の教訓にもとづき、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせさせた多重防護が必要であると考えます。</p>
42	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (2) 浸水危険区域の指定等	13	栗東市	<p>浸水危険区域の指定の200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえとありますが、何故200年につき1回の割合を採用されるのか。</p> <p>(理由)200年につき1回の割合の根拠は何か。</p>	<p>500年、1,000年確率の最大浸水深の分布について解析評価したところ、200年と大きな差がないことから、200年確率降雨による洪水を「どのような洪水でも人命が失われないことを最優先」とする基本方針の「どのような洪水」に相当する最大クラスの洪水としました。</p>

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
43	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (2) 浸水危険区域の指定等	13	米原市	市として地域コミュニティ維持のために施策展開をしている中で、現在すでに地域コミュニティの維持が困難になりつつある集落が、浸水危険区域に指定され建築物の建築の制限を受けた場合、さらに住民の流出が加速するのではないかと危惧します。また一方で浸水危険区域に指定されていない地域へ住民が集中するのではないかと考えます。 つきましては、条例における地域コミュニティ維持についてのお考えを回答願います。 また、浸水危険区域の指定は、まちづくりへの影響が非常に大きいと考えますので、県国土利用計画、県土地利用基本計画、都市計画マスタープランとの関係について御教示願います。	本条例における災害危険区域制度は、浸水危険区域からの集団移転により安全を確保するものではなく、これまで築かれてきた人と人との絆や、歴史、文化等を維持していくことを念頭に、将来にわたり安全に暮らし続けていただけるような施策を目指しています。 また、市町のまちづくりに際しては、流域治水対策などの減災の考え方が組み入れられた国土利用計画および土地利用基本計画に基づき安全で安心できる県土利用を図る必要があります。市町で策定の計画については、県条例や県の国土利用計画等との整合を図るため、次の改訂時には見直していただきますようお願いいたします。
44	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (2) 浸水危険区域の指定等	13	米原市	条例に基づく指定に対し、公告縦覧、意見書提出、市町への意見聴取があるが、公告までに対象住民への説明を十分行ってください。 (理由)私権の制限を行うことになるため、パブコメ以外にも個別の理解を得るよう説明責任を果たしてほしい。	指定区域案の公告までに、区域指定や建築制限への理解をいただくために、対象区域の住民へ十分な説明を行っていきます。
45	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等	14	彦根市	浸水危険区域、建築制限、地先の安全度マップについての照会先等は、滋賀県であると住民に周知されたい。	県条例による浸水危険区域等の照会先や建築制限の許可申請書提出先等が滋賀県であることについて、住民に周知いたします。
46	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (3) 浸水危険区域における建築物の建築の制限	14	長浜市	条例制定に起因して予測される問題について、県はまず市町との間で調整・協議を行い、条例制定に至るまでにこれに対し一定の目途を付けること。 (理由)想定される当市の浸水危険区域に所在する住宅は、約800戸を占め、その住宅の大半は国・県・市の行政がその施策の中で整備してきた住宅である。その住宅の中で改良住宅については、平成17年度より地域住民の自立促進を支援する観点から入居者への譲渡を進めているところであり、今日まで307戸の譲渡を完了し、今後も138戸の住宅を対象として譲渡を進めようとしているところである。そうした中、今回県に於いて建築制限等を伴う条例を制定されることは、これまで進めてきた公営住宅や改良住宅に係る各種住宅・居住施策との整合性について、地域住民に対し現状では説明できるものではない。	洪水により人命が失われることを避けるため、条例の制定や浸水危険区域の指定に当たっては、市町と連携しながら、条例や制度の趣旨、支援制度などについて、地域住民の方に十分説明し理解を求めていきたいと考えています。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
47	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (3) 浸水危険区域における建築物の建築の制限	14	長浜市	住居の用に供する建築物は、対象から外すこと。 (理由) 許可基準を満たす住居の改築や増築を行うことは、現実的に困難と認識しており、建築制限によって、浸水被害から県民の生命・身体および財産を保護するという条例の目的を果たすことができない。	住居の用に関する建築物の建築の許可基準には、建築物や敷地の嵩上げによる対応のほか、避難場所の基準もあります。また、支援制度として、避難場所整備事業(補助都市防災総合推進事業)も提案させていただいております。 安全な建築物の建築を推進し、人命を守るために必要な建築制限であり、ご理解とご協力をお願いします。
48	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (3) 浸水危険区域における建築物の建築の制限	14	草津市	造成した宅地で、さらに嵩上げ等の対策を実施することにならないよう、条例の施行まで十分な周知期間を設定する等の適切な対策をとっていただきたい。	条例のうち建築規制に関する部分については、条例公布後1年以内の周知期間を設ける予定です。
49	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (3) 浸水危険区域における建築物の建築の制限	14	長浜市	適用除外で、「やむを得ないと知事が特に認める建築物」とはどのような建築物か？	現時点では、次のような建築物を想定しています。 1. 地盤面が想定水位以上の高さに造成済みであり、かつ都市計画法第36条第3項に基づく開発工事の完了公告があった区域に建築物を建築する場合 2. 設置期間が1年をこえる仮設診療所
50	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (4) 許可の基準	15	草津市	建築の許可条件として、9-(4)-③で付近に避難場所があることが定められている。地域防災計画に定められたもの等を想定しているとのことであるが、許可申請者から、市町の管理する施設を避難場所とする様な要望がなされ、対応に苦慮することの無い様お願いしたい。また、許可に当たって避難場所と扱うと、以後、避難場所としての扱いを継続せざるを得ないが、防災計画の見直しや施設の改修等にあたり、市町が許可についての情報を把握し適切な対応が取れる体制を構築していただきたい。	避難場所の整備や避難体制の構築のソフト対策については、市町・地域住民と連携し、地域の特性に応じた重層的な対策を検討したいと考えております。
51	9の(4)許可の基準、(5)許可の条件等、(6)工程調査等、(7)報告の徴収、(8)立入検査	15	東近江市	県における建築主への指導、対応については、どのような組織体制での対応を考えておられますか。 (理由) 建築主の利便性を図る上でも各土木事務所単位での対応が必要である。 特定行政庁における負担が増えることのないような対応を求めます。	県において対応する機関については今後検討します。県土木部門で審査すべきものと考えており、特定行政庁への事務負担は予定していません。なお、違反行為などがあった場合は連携して対応いただきますようお願いいたします。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
52	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (4) 許可の基準	15	彦根市	(4)、(5)および(6)について、①建築士会や建築士事務協会等への周知をいただきたい。②工事着工届の様式変更をする等、工夫をいただきたい。	①について、条例による建築制限の内容や手続について、建築士会等への周知に努めます。②について、工事着工届の規定の設置について検討しましたが、建築基準法では着工届の規定がないことから、条例において着工届の規定を設けることは困難と考えています。なお、工事の進捗状況等について把握する必要があるときは、報告徴収規定により報告を求めることといたします。建築確認を行った旨の県への事務連絡については、特定行政庁や指定確認検査機関へご協力をお願いしたいと考えています。
53	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (9) 区域区分に関する都市計画の決定または変更	24	草津市	昭和45年建設省都市局長・河川局長通達にて、以前より骨子案と同一基準の市街化区域の位置づけであったと説明をいただき、都市計画マスタープラン上の将来的な市街化区域編入への整合性は図られているべきとの意見はその通りであるが、現に市街化された地域については、何らかの措置で市街化区域に編入できるような対応案を提示いただきたい。 (理由)都市計画マスタープランに定める市街地の拡大に基づいて、将来的な市街化編入も見据えた都市形成を実践しているところであり、既に市街化区域と遜色のない市街地形成がなされており、次に実施される区域区分では、市街化区域への編入をすべきと思われる地域も存在している。 想定浸水深による市街化区域編入への制限が条例案のとおり加わると、上記のような市街化編入されていない既成市街地が市街化調整区域として位置づけられたまま、整然性の欠如した、歪な都市形成となる恐れがある。	条例骨子案では、地先の安全度を基礎情報に、10年確率降雨で50cm以上の浸水深が想定される区域であっても、既に市街地を形成している区域は市街化区域に編入することができることとしています。具体的には、「都市計画法施行令第8条第1項第1号に規定する土地」は適用除外としており、この規定に照らして判断することとなります。 【都市計画法施行令第8条第1項第1号(都市計画基準)】 第八条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。 一 既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすること。
54	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (9) 区域区分に関する都市計画の決定または変更	24	長浜市	「県民の生命、身体および財産に対する著しい被害」とはどのようなものか。また、「確実に講じられると見込まれる場合」とはどのような場合か。明確に規定すること。その上で、内容の検討を要する。 (理由)表現が不明瞭であり、いろいろな解釈が可能となる。	「県民の生命、身体および財産に対する著しい被害」とは、浸水深がおおむね3mを超え家屋が水没するなどの人命被害が発生する可能性が高まる程度の被害です。「確実に講じられると見込まれる場合」とは、想定浸水面以上に盛土等により財産被害を軽減するための対策の実施を想定しています。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
55	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (9) 区域区分に関する都市計画の決定または変更	24	近江八幡市	区域区分に関する都市計画の決定または変更について、条例に明記する必要性がわからない。 (理由)従来から都市計画法、同施行令、昭和45年建設省都市局長・河川局長通達で決定されていることであり、あえて条例に明記するのか。	都市計画法施行令第8条第1項第2項口では都市計画基準(溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域)が定められており、この基準の運用については、昭和45年の建設省通達(現在は技術的助言)において、60分雨量強度50mmの降雨(滋賀県では10年に一度程度発生する降雨)で0.5m以上浸水する区域については「原則として市街化区域に含めない」とされています。県が作成した「地先の安全度」(条例の「想定浸水深」)で60分雨量強度50mmの降雨(滋賀県では10年に一度程度発生する降雨)で0.5m以上浸水する区域が明らかとなり、昭和45年通達(技術的基準)で示された都市計画基準に基づく湛水が予想される区域の判断が可能となったものです。技術的助言の趣旨に基づき区域の判断を行うことについて、条例で明記するものです。
56	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (9) 区域区分に関する都市計画の決定または変更	24	草津市	10年確率降雨で浸水50cm以上の区域は原則として市街化区域に編入ができないことについては、今回の流域治水の推進に関する条例により市街化区域への編入できない場所が生じる可能性があり問題である。 (理由)草津市におきましては、都市計画マスタープランにおける拡大市街地区域において、市街化調整区域内で1ha以上の分譲住宅立地区域(6ヶ所)・商業立地区域(3ヶ所)を指定しており、都市計画法41条の制限区域を設けて将来、市街化区域に編入できるよう規制をしているが、不可能になるため。	条例骨子案では、地先の安全度を基礎情報に、10年確率降雨で50cm以上の浸水深が想定される区域であっても、既に市街地を形成している区域は市街化区域に編入することができることとしています。具体的には、「都市計画法施行令第8条第1項第1号に規定する土地」は適用除外としており、この規定に照らして判断することとなります。 【都市計画法施行令第8条第1項第1号(都市計画基準)】 第八条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。 一 既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既存市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすること。
57	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (9) 区域区分に関する都市計画の決定または変更	24	草津市	ただし書にて想定する対策について、具体化した内容を示していただきたい。説明会の中では、嵩上げ盛土と河川改修を例とされており、それ以外の対策については、別途県都市計画課と調整とのことであったが、それ以外でも対策案を提示いただきたい。	ただし書きの具体的方法は、嵩上げ盛土と河川改修を想定しています。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
58	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (9) 区域区分に関する都市計画の決定または変更	24	彦根市	ただし書き以降、著しい被害の発生を防止するための対策は、どのような対策を前提としているのか。 また、市街化調整区域における地区計画決定についても同じ考えとして、今後協議されるのか示して頂きたい。	ただし書きの具体的方法は、嵩上げ盛土と河川改修を想定しています。市街化調整区域における地区計画決定については、本県で策定した「市街化調整区域における地区計画の策定にかかる運用方針」(市街化調整区域の地区計画策定ガイドライン)(平成19年6月)において、地区計画が策定できない区域等として、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第2項口の区域として「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」を挙げていますので、市街化調整区域における地区計画を市町において決定されるにあたっては、本運用指針に基づき決定するのが望ましいと考えます。なお、災害防止のための措置が講じられることが確実な場合は、この限りではありませんので、個別の地区計画の内容の他、それぞれの地域の事情(地形や近傍の河川の状況等)があることから、その都度、個別に協議します。
59	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (10) 盛土構造物の設置等に対する配慮等	25	彦根市	盛土構造物の設置に関して、どのような規模の道路工事が対象か基準を示していただきたい。	今後、庁内関係機関によるワーキンググループを設置し、盛土構造物の設置等に対する配慮のためのガイドラインを作成する予定です。
60	9. 氾濫原における建築物の建築の制限等 (10) 盛土構造物の設置等に対する配慮等	25	長浜市	「…配慮する」とあるが、「…ものとする」や「努める」ではないのか？また、対応を求めても対応されない場合、知事はどういう対応をするのか？ (理由)盛土構造物の影響は大きく、当事者に対し、しっかりと対応を求めるべきである。また、毅然とした知事の対応についても明記すべきである。	事業者にとどの程度の負担を課せられるかについては、個別の事業計画を調整する中で検討すべきと考えていることから「配慮する。」としています。また、現在、技術的な内容は、関係機関とも調整する中で、ガイドライン等にて具体化していきます。 上記のとおり、個別の事業計画を調整する中で検討すべきと考えており、調整可能な個別の事業計画においては、必要な措置を講ずるよう求めていきます。
61	10. 浸水に備えるための対策 (8) 水害に強い地域づくり協議会	33	長浜市	水害に強い地域づくり協議会を組織することができるかとあるが、削除すること。 (理由)条例に規定しなくても組織できるものであり、不要である。	ご指摘のとおり、条例制定がなくとも組織できるものですが、県としてこの活動を今後も継続していくためにも条例に位置付けているものです。
62	10. 浸水に備えるための対策 (8) 水害に強い地域づくり協議会	33	長浜市	湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会で策定が進められていた、虎姫地区での「水害に強い地域づくり計画」は、その後どうなったのか。また、計画の実施はどのように進捗管理されるのか。 (理由)平成24年度以降の取り組みが不明である。	虎姫地区は本条例骨子案で規定する浸水危険区域にかかる地域であることから、区域指定や支援制度の内容について貴市と協議した上で地域に入っていきたいと考えています。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
63	11. その他の事項 (1) 財政上の措置	35	長浜市	「必要な財政上の措置を講じるものとする。」に変更すべきである。 (理由)河川管理者として当然行わなければならないことであり、努力義務とすべきではない。	本条は、限られた予算の中で、流域治水に関する施策を推進するために必要な予算確保とその効率的な執行を図るため財政上の措置について定めたものです。なお、現在、流域治水の推進に必要な財政措置としては、河川整備をはじめ、防災対策として市町に対するハザードマップ活用支援など積極的な予算の確保に努めています。
64	12. 罰則 建築制限に関する違反への対応について	38	草津市	建築基準法に基づく建築規制であるから、違反が発生した場合は県と特定行政庁が対応することになるが、主体は県でお願いしたい。また、違反の防止策としてのパトロール等を実施する場合は県単独で実施していただきたい。	条例違反の建築物については、条例を所管する知事(河川部局)は、条例に基づく報告徴収規定や、場合によって条例の罰則に係る告発等を行うこととなります。条例違反は同時に建築基準法違反にもなりますので、事案によっては特定行政庁による違反对応(措置命令等)も必要となります。県として、パトロール等を実施したいと考えておりますが、違反事例に対しては、特定行政庁と連携して対応に当たりたいと考えておりますので、ご協力よろしく申し上げます。
65	12. 罰則	38	長浜市	県は、自らの責任において河川整備を推進しなければならないのに十分な進捗を見ていない。この条例で建築規制等を行うにあたり、罰則規定は適さない。 (理由)県は、自ら実施すべき責務にあつては努力義務的表現をし、県民や事業者に対しては厳しい対応をとっている。	本条例骨子案における建築制限は、安全な建築物の建築を推進し、人命を守るために必要な建築制限と考えております。その違反行為により人命に危険が及ぶことを避けるため、罰則規定は必要なものと考えております。 なお、当該建築制限は、現行の滋賀県建築基準条例の災害危険区域制度のうち出水に係るものを本条例骨子案に移行するものです。これに伴い、現行法制との整合性を維持するため、罰則についても滋賀県建築基準条例と同様に規定したものです。
66	13. その他 経過措置等について	41	東近江市	経過措置と事務の具体的内容はどうか。浸水危険区域への説明は、県でお願いしたい。 (理由)事務的な内容説明と住民周知の方法はどうか。	浸水危険区域の指定にあたっては、集落単位での説明会を想定しています。具体的方法等については、各市町と調整させていただきます。
67	13. その他 県民への説明について		長浜市	条例骨子が整った段階で、県民、特に規制を受ける地区(浸水危険区域)の住民に対し説明し、理解を得ること、また、意見に基づき修正すること。 市長会・町長会の同意を得たうえで、議会に上程すること。 (理由)県は今日まで、県民に対し丁寧に説明すると言ってきた。県民、特に建築等に関し規制を受ける予定の住民に説明し、意見を求め、理解と支持を得て条例制定につなげることが重要である。	条例骨子案に基づく条例要綱案について、市町との意見交換を行うとともに、県民のご意見を伺うため、県民政策コメント制度による意見募集を行う予定です。 県民の皆さんに対して、県民政策コメント制度により広く意見を募るとともに、ホームページ等において経過等を掲載するなど情報発信に努めたいと考えています。県民の命を守るために、県と市町、両輪となって目的を達成できるよう、今後、説明を尽くしていきたいと考えています。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
68	13. その他 条例要綱案に関する県民政策コメントについて		近江八幡市	<p>条例要綱案のパブコメは、県内の全市町の想定浸水図の公表が前提 (理由)①現在、本市と彦根市、野洲市が想定浸水図の公表をおこなっていない。仮に、全市町のマップの公表が出来なければ、パブコメの時期を遅らせるべき。 ②県のスケジュールどおりに進めず、市町との協議を十分に行い課題整理を行った後に条例制定を行うべきと考える。</p>	<p>条例要綱案については、市町との意見交換を行うとともに、県民のご意見を伺うため、県民政策コメント制度による意見募集を行う予定です。地先の安全度マップが未公表の市とは、引き続き調整させていただきます。</p>
69	14. 条例全般について		近江八幡市	<p>条例で県の責務の明確化 (理由)滋賀県は、県民の生命財産を守るため、災害危険区域における内水排除に係る施設整備、既設の内水排除施設の機能維持及び向上を図ることが求められる。このための必要な措置は、流域治水条例を制定するのであれば、滋賀県の責任で行うべきである。</p>	<p>内水排除にかかる施設整備や既存施設の機能維持および向上については、それぞれの目的に応じて設置されている施設管理者において適切な対応を行っていただきます。災害危険区域での対応については、市町や地域住民と連携しながら、安全に住まい続けるための建築制限や避難体制の強化などの人命を守る取り組みを重層的に進め、水害に強い地域づくりを目指します。</p>
70	14. 条例全般について		守山市	<p>県民に義務を課すのであるから、県民の義務に見合う県の責務、県の果たすべき役割を条例に明記することが大前提である。 ①県民に一定の建築制限を加えるものであることから、財政上の措置については、努力義務規定ではなく、義務規定として条例に明記すべきである。 ②県の責務として、河川整備計画が計画期間内に実現するよう、より一層積極的に取り組むべきであり、県の取組目標(目標年次を含め)を条例に明記すべきである。 ③県の河川整備方針では、最大の計画規模は100年確率であるにも関わらず、建築制限においては、なぜ200年確率を採用するのかが不明確。県の河川整備目標である100年確率への被害対策を県民および県が連携して取り組むべきではないか。 国の総合治水の1/100まで十分に河川整備が整っていない中で、1/200で規制を行うことはおかしいではないか。まずは、1/100で河川整備と流域対応を合わせてするべきで、仮に1/100以上のものについて、県独自で規制を行うのであれば、県が100%負担するべきである。</p>	<p>①財政上の措置については、限られた予算の中で、流域治水に関する施策を推進するために必要な予算確保とその効率的な執行を図ることを定めたものです。財政措置については、条例により建築制限をかける区域において、住民の方々に安全に住まいしていただくために必要な宅地の嵩上げや避難場所整備に対する支援制度を検討しているところです。県としては、水害に強い地域づくりの実現に向け、積極的な予算確保に努めてまいります。 ②「川の中の対策」は流域治水の基幹的な対策と認識しており、河川整備計画に基づき計画的かつ効率的に実施することとしています。 ③「200年確率の降雨」は、流域治水検討委員会(学識者部会)の提言において、人的被害を回避するために、淀川本川の計画規模である200年確率の外力を基準として建築規制を行うことが妥当とされたことから設定したものです。こうした考え方は、東日本大震災の教訓を踏まえ、中央防災会議により示された二つのレベル、すなわち、施設整備のレベル1と人命保護を最優先としたレベル2の考え方に沿ったものであり、「防災+減災」における一般的な考えとなっています。</p>

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
71	14. 条例全般について		甲賀市	<p>県民の生命、身体および財産を保護し、将来に亘って安心して暮らす事が出来る安全な地域に資するためには、長期的な視点で計画的に実施していかなければならない事項と、維持管理のように現状の機能を継続的に維持する事項もある。</p> <p>流域治水の推進において河川の計画的な整備、維持管理は基本的な対策事項であり、条例においてはしっかりと明記願ひ必要な経費を確保し事業等の進捗を図れるように期待する。</p>	<p>骨子案においては、「基本理念」として河川の整備は流域治水の基幹的な対策としており、さらに「河川における氾濫防止対策」では計画的整備、維持管理、堤防補強について明記しています。引き続き、予算確保に努め着実に取り組んでいくこととします。</p>
72	14. 条例全般について		甲賀市	<p>甲賀市の一町の地域でこの町の地形特有の盆地部分は唯一の平地であるが、ほとんど水害危険区域になっています。特に、町の中心の人口観光産業集積地や鉄道、幹線道路の一部も区域に入っており、その町の地域全体が大きな衝撃でもって将来の不安を受け止めなければなりません。また、総体的かつ、十分な説明と対応策の検討をお願いしたい。</p> <p>(理由)更なる流出等による人口減での過疎化、産業の衰退、地域の衰退が確実に予想される。鉄道や幹線道路等のインフラ整備は困難であり将来のまちづくりに不安が残る。</p> <p>下流域の人口密集地に主眼がおかれているように見受けられるが、上流域は勾配的にも河床幅的にも安全性に乏しいため。</p>	<p>本条例は、浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたり安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的としています。地先の安全度を基礎情報として水害リスクを正しく認識していただき、まずは、地域の維持・発展の基盤となる、水害から命を守る取り組みを進めたいと考えています。</p>
73	15. 支援制度 ・宅地嵩上げ浸水対策促進事業		長浜市	<p>住居用の建築に係る規制を削除するとともに、支援制度も削除すべきである。</p> <p>(理由)住居用の建築規制を行わないのであり、支援制度は不要となる。また、密集する住宅地で増改築において宅地の嵩上げや3階建てへの改修は、技術的・構造的に困難であると考えられ、利用できない支援制度を設けることは無意味である。</p>	<p>宅地嵩上げ浸水対策促進事業については、既存住宅の建て替え時における宅地嵩上げ工事やピロティ工事も対象としており、一定の利用があるものと考えております。</p>

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
74	15. 支援制度		近江八幡市	<p>市町負担を伴わない補助制度を望む。 (理由)①支援対策の補助事業については、市町に負担を掛けないことが前提であったのではないかと。具体的には、財政負担、交付事務負担の双方を県の窓口として一括して担当してほしい。 ②また、5/17の市町への説明会では、市町への事務移管の考えはないということであったが、市町の方が住民に近く、地理的にも精通しているのが合理的という理由のもとに、屋外広告物、大気、ガス等、県で行う事務を移譲した経過があるので、将来的には市町に移管をしないことを確約してほしい。</p>	<p>嵩上げ対策促進事業については、嵩上げ経費の1/2を県が支援し、あわせて市町からも1/4の支援をお願いし、個人の負担軽減を図ることにより、水害に強い安全なまちづくりの促進を図るものです。また事業主体については、まちづくりの取組に密接に関わってくることや、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る水防管理者としての役割等から、市町にお願いしているところです。交付事務についても、円滑な事務の推進の観点から、ご協力をお願いします。</p>
75	15. 支援制度 宅地嵩上げ浸水対策促進事業(開発許可関係)		彦根市	<p>①地先の安全度マップが公表されると、浸水危険区域以外でも宅地嵩上げされる場合が多くなると考えられる。宅地嵩上げの場合、開発行為となり都市計画法第29条許可が必要となる。特に市街化調整区域では、嵩上げ全てが開発許可対象となることから、十分な周知が必要である。 ②また、法第29条許可となると市街化調整区域では現在の許可基準だけでは許可できない場合も考えられることから、今後の対応について、県市調整のもと早急に検討すべきである。 ③法第34条第11号指定区域についても、今後、区域見直しする場合もあることから、区域区分と同じ考え方となるのか、全県的な考え方の整理を県市調整のもと早急に検討する必要がある。</p>	<p>開発許可事務に関しては、県の考え方を説明し、意見交換させていただきます。</p>
76	15. 支援制度 宅地嵩上げ浸水対策促進事業(負担割合、上限等)		守山市	<p>県民に建築制限を加えるものであることから、支援に上限を設けるべきではない。また、補助率も義務の程度に合わせて設定すべきである。 いずれにしても、本市の意見も具体的に提示するなかで、補助率、補助金額等については、しっかり県議会で議論し条例に明記すべきである。</p>	<p>嵩上げ支援については、地先の安全度に基づき、200年確率降雨により想定される最高の浸水深が約5mであることから、3m未満の浸水深とするために2mの嵩上げ高を想定し、盛土やよう壁工事にかかる経費の1/2の400万円を上限としています。県の支援割合については、他府県の嵩上げ事例などを踏まえ、適切なものと考えています。</p>
77	15. 支援制度 宅地嵩上げ浸水対策促進事業(負担割合等)		守山市	<p>市町が支援するか否かは市町の判断であって、県が条例や要綱で定めるべきものではない。</p>	<p>ご指摘のとおり、市町が支援されるかどうかは、市町の判断です。条例では、嵩上げ支援の市町負担については記載しておりません。また、現時点では、支援制度の提案としてお示ししたものであり、今後、市町と調整をさせていただくなかで、要綱等の取扱について具体化したと考えております。</p>

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
78	15. 支援制度 宅地嵩上げ浸水対策促進事業(新築への支援、事業主体)		甲賀市	住宅の改築を伴わない宅地の嵩上げに対する支援を加えること。 浸水想定区域における、既存土地利用のみの支援ではなく、新たな土地利用(開発行為等)への支援を行うこと。 支援は県で全額負担の内容とすべき。 (理由)川の中の対策により解消される支援については、解消されるまでの間は、川の中の対策事業者で行うべきと考える。 浸水想定区域の見直しより、区域変更がその都度生じることとなり、時期により同一地域での支援の有無が発生することが考えられる。	住宅の改築を伴わない宅地の嵩上げについては、具体例により個別に調整させていただきます。 宅地の嵩上げ対策は、水害の危険性の高い地域に、これまでから既に居住している方々が、引き続き当該地域に安全に住み続けていただくために必要な既存建築物の増改築の際の嵩上げなど「新たに生じてくる負担」について支援を行うものです。 新規開発については、地先の安全度を基礎情報として、水害リスクを的確に認識していただいた上で、自助により安全な土地利用を図っていただきますようお願いいたします。
79	15. 支援制度 宅地嵩上げ浸水対策促進事業(負担割合、事業主体)		米原市	宅地嵩上げ浸水対策促進事業にかかる支援制度に関して、県条例による県主体の施策展開であり、県から提案のある市町負担1/4については、再考願いたい。また、市町(水防管理者)が事業主体になることについても、県が事業主体となるよう再考願いたい。 (理由)市負担については県内市町間で格差が生じる可能性があり、市町が事業主体となっている場合、市町に対し不公平感による苦情が懸念される。県の施策展開にあわせ市町が独自の支援施策の展開をする方が、主体性があり、説明責任が果たせるため。また、市町として市民の意向を十分反映し、施策展開が必要かどうか判断できるため。	嵩上げ対策促進事業については、嵩上げ経費の1/2を県が支援し、あわせて市町からも1/4の支援をお願いし、個人の負担軽減を図ることにより、水害に強い安全なまちづくりの促進を図るものです。また事業主体については、まちづくりの取組に密接に関わってくることや、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る水防管理者としての役割等から、市町にお願いしているところです。交付事務についても、円滑な事務の推進の観点から、ご協力をお願いします。
80	15. 支援制度 宅地嵩上げ浸水対策促進事業(負担割合、事業主体)		米原市	とどめる対策(住み続けるための対策)として、県は宅地嵩上げ浸水対策促進事業の創設(担当課?)負担割合 県1/2、市町1/4、建築主1/4とされているが、河川の管理を行うべき県が負担すべきで、市町が負担するのは理解できない。	宅地嵩上げ対策については、市町全体のまちづくりに密接に関わってくることや、市町は避難誘導等水防管理者の責務を有することを踏まえ、事業主体は市町にお願いしているところです。 費用負担については、県と併せ市町にも支援いただくことにより建築主の負担を少しでも軽減し、事業の推進を図っていきたいと考えています。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
81	15. 支援制度 宅地嵩上げ浸水対策促進事業(周辺への影響等の取り扱い)		米原市	宅地に対しての支援を行うとのことであるが、宅地嵩上げによる周辺道路や側溝等、また隣接する敷地への影響が生じることが予想されるがその対応はどこの行うのか。	200年確率で4m浸水する場合、1m程度嵩上げし3m未満の浸水深とすることにより、まずは人命を失わない対策をすることが最優先と考えます。敷地の面積にもよりますが、斜路を敷地内に設置すること等による対応が可能と考えています。なお、敷地の制約等により宅地嵩上げ対応が困難な場合は、避難場所整備の検討を含め、市町および地域住民と十分協議し、住みやすさに配慮した取組をしたいと考えています。 ※ 嵩上げ費用の算定にあたっては斜路設置費用も考慮しています。 ※ 200年確率で3m以上浸水する住居のうち必要な盛土高が約1.5m以下であるものは全体の約90%程度である。
82	15. 支援制度 県民への説明		甲賀市	条例骨子案と同じく、市町および県民へ詳細な説明をお願いします。 (理由)今後のまちづくり、まちの将来に影響大と思われることから、厳正な基準と適切な指導が重要。	支援制度について、県民はもとより市町に十分な説明を行います。また、市町の担当者とも浸水危険区域における避難のあり方や支援制度の活用について個別の検討会を考えていますので、是非声をかけてください。
83	15. 支援制度 補助金事務のあり方		草津市	事業の制度設計を行う上では、補助手続や市町の負担等について、各市町と十分な協議調整を図ってください。 (理由)住宅耐震補強補助など制度はあっても、実施事例が少ないように、本制度の効果に疑問があることや、安易に市町に事務や金銭的負担を強いることなく、県の責任を十分に果たされるよう制度を検討してほしい。	支援制度については、地域での取り組み促進を図るため、避難場所整備については国庫補助事業を活用し、国、県から一定の支援を行うものです。宅地の嵩上げについては、個人負担の軽減を図るため、県が1/2を支援するとともに市町にも一定の負担をお願いしているところです。引き続き事業の趣旨や支援制度について丁寧に説明し、ご理解を求めていると考えています。
84	15. 支援制度 補助金事務のあり方		草津市	嵩上げ等の補助金事務も市町が担当することになっているが、事務量が多くならないようお願いしたい。また、実務の運用解釈についても市町に任せるのではなく、県が市町の照会に対し具体的に回答するようお願いしたい。	地域と密接な関係を有する市町に補助金交付事務等のご協力を頂きたいと考えています。補助金事務に際しては、市町に過度の負担をかけないよう事務の簡素化に出来る限り努めます。
85	15. 支援制度 避難場所整備(空き家改良)		草津市	鉄骨の住宅を改修する場合、建築基準法の適用は受けないのか、構造上の安全性の確認が可能であるのか、補強が必要になると考えられるが設計および工事が可能か、鉄骨部分が錆びる為、定期的な点検と補修が必要になる上、避難場所として存続可能な期間も短いと予想される等、様々な問題が考えられ実現が困難と考える。 (理由)実施困難な場合、例としてあげるのは混乱を招く恐れがある。	ご意見のとおり、鉄骨造の住宅を避難場所として改修する場合であっても、建築基準法上の安全性を満たす必要があります。具体的な事業の実施に向けて、市町と十分調整させていただきたいと考えています。

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
86	15. 支援制度 避難場所整備(事業主体、 設置基準)		長浜市	県は、浸水危険区域に、県の事業として避難場所の整備を行うこと。また、避難場所の設置基準を、速やかに明確にすること。 (理由)本条例で、県は、県民の生命を第一とするのであれば、当然、川の中の対策が進むまでの間の措置として、川の外の対策である避難場所については、本来、十分な河川整備が行われていれば不要な施設であることから、県が主体となり整備を行うのが筋道である。また、設置基準が示されなければ、避難場所の検討もできない。	避難場所整備については、市町全体のまちづくりの取り組みに密接に関わってくることや、市町は避難誘導の責務を有する水防管理者であることを踏まえ、事業主体は市町とさせていただきたいと考えています。避難場所の設置基準は速やかに策定します。
87	15. 支援制度 避難場所整備(補助要件)		米原市	事業採択要件である国庫補助要件とはどのような要件か？要件を満たさない場合は県による支援をお願いしたい。 (理由)浸水区域が小さい場合は、国庫補助要件を満たさなくなることが想定される。小規模の避難場所整備に対する補助制度の創設をして欲しい。	避難場所整備については国庫補助事業「都市防災総合推進事業」の「地区公共施設当整備」を活用します。当事業は、南海トラフ地震のような「大地震発生の可能性の高い地域」が対象地域となり、県内の市町は全て該当します。補助要件としては、避難場所の市町の防災計画への位置づけや、10年以上災害拠点として利用されることが確実な施設であることが必要です。こうした要件は、県としましても、安全な避難場所の確保のために必要と考えており、県の補助要件としても満足していただく必要があります。
88	15. 支援制度 避難場所整備(補助内容)		甲賀市	避難場所整備事業で、区自治会が所有する地区の公共施設の整備時には、自治体が所有する公共施設と同様の補助内容で進めること。 (理由)当市においては、居住地が広範囲に及ぶことから、区自治会所有の施設が避難所に設定されているため。	自治会等を避難場所として整備する際には、以下の要件を満足していただく必要があります。 ①市町の防災計画に災害拠点としての位置づけ、②その建物を活用しなければいけない理由(その施設しかないという理由)③その他の工法との経済比較、④所有者と市町との災害時協定の締結(土日祝日等も利用可能であること、⑤10年以上災害拠点として利用されることが確実な施設であること、⑥県が定める避難所設置基準を満足していること(距離、収容面積、高さなど)

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
89	15. 支援制度 避難場所整備(事業主体)		近江八幡市	<p>避難場所設置に伴う事業主体の整理が必要。 (理由)①避難計画や避難場所の整備等の対策については、県回答では水防管理者である貴市が主体とされているが、流域治水に伴う避難場所等については、県が主体となって整備する必要がある。 ②条例で規定する避難場所の設置は物理的に本当に可能であるのか。 ③避難場所の災害以外での利用について、どの様に管理するのか。 ④避難場所の用地確保及び施設建造はどこが行うのか。</p>	<p>①避難場所の整備における事業主体については、まちづくりの取組に密接に関わってくることや、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るなど水防管理者としての役割等から、市町にお願いしているところです。 ②水平避難である避難場所整備や垂直避難を可能とする宅地嵩上げの2つの方法を提案しており、今後、市町と具体的取り組みについて協議したいと考えています。 ③避難場所は、防災拠点以外に、ゲートボール場、運動公園等地域の活性化施設として利用いただくことが可能です。管理については市町もしくは自治会等でお願いします。 ④用地確保や施設建設については、市町事業としてお願いしたいと考えています。</p>
90	16. 地域特性 干拓地の取扱いについて		近江八幡市	<p>災害危険区域となっている干拓地に対する措置 (理由)大中之湖干拓、小中之湖干拓、水荃内湖干拓には国策として入植者の住宅が築かれ農村集落が形成されている。このような干拓地(大中の湖干拓を除く。)が災害危険区域の対象となっているため、内水排除施設の機能保全若しくは機能向上の措置を条例で明記し、地域住民の不安を払拭すべきであり、また、大中之湖干拓を含む干拓地は、国・県が責任を持って内水排除施設の機能保全若しくは機能向上の措置を行うべきであり、このことから条例で明記し、地域住民の不安を払拭すべきである。</p>	<p>内水排除にかかる施設整備や既存施設の機能維持および向上については、それぞれの目的に応じて設置されている施設管理者において適切な対応を行っていただきます。災害危険区域での対応については、市町や地域住民と連携しながら、安全に住まい続けるための建築制限や避難体制の強化などの人命を守る取り組みを重層的に進め、水害に強い地域づくりを目指します。</p>
91	16. 地域特性 治水上排水機能のない地域について		近江八幡市	<p>治水上排水機能のない地域の対策が必要 (理由)①長命寺川、西の湖辺を含む琵琶湖周辺地域に設置されている多くの樋門には内水排除の機能がないため、湖辺周辺では降雨時に冠水の危機にさらされているので、内水排除施設を整備すべき。 ②渡合樋門や干拓地の承水溝に内水排除機能が必要。</p>	<p>内水排除にかかる施設整備や既存施設の機能維持および向上については、それぞれの目的に応じて設置されている施設管理者において適切な対応を行っていただきます。災害危険区域での対応については、市町や地域住民と連携しながら、安全に住まい続けるための建築制限や避難体制の強化などの人命を守る取り組みを重層的に進め、水害に強い地域づくりを目指します。</p>

■「条例骨子案・支援制度案」に対する各市町意見と県の考え方について

資料 3-3

NO	条例項目	条	意見者	ご意見	県の考え方
92	16. 地域特性 滋賀県流域治水基本方針 について		近江八幡 市	流域治水基本方針制定時の意見に対する回答が正式にない。 (理由)文書での回答が見当たらない。	滋賀県流域治水基本方針については、流域治水検討委員会行政部会 および各市町の担当で構成する同ワーキンググループにおいて検討 を行ってきました。その会議において、各市町からの意見および意見に 対する県の考え方を示しながら検討を重ね、平成23年5月の第5回行政 部会において基本方針(案)について了承をいただいたものです。その 後、平成24年3月の滋賀県議会の議決を経て、滋賀県流域治水基本方 針として策定したものです。